平成２１年（フ）第３２７５号
愛知県東海市加木屋町編笠35番地の３　ＥＭＥＲＡＬＤⅡ102号
債務者　眞喜志英里
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６０９号
名古屋市中村区長筬町７丁目67番地の２
債務者　榊原すみ子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８６３号
名古屋市港区大手町４丁目11番地
債務者　坂井田久子こと　白　　久子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６８号
愛知県岡崎市柱２丁目１番地１　ＳＳパークハイツ401
債務者　児玉　英宣
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２０４号
愛知県岡崎市西蔵前町１丁目７番地５　レオパレス西蔵前201
債務者　永田　昌已
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２０９号
愛知県知立市堀切２丁目71番地　堀切ハイツ203号
債務者　牧野　良長
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１４０号
岡山県倉敷市中庄団地５番３―35号
債務者　正司　幸子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１４３号
岡山県倉敷市南畝３丁目15番１号
債務者　坂本　政義
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１２９号
さいたま市北区大成町４丁目860番地４　パンシオン日進202
債務者　柴田　義之
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２９９号
埼玉県幸手市栄４番１―201号、旧住所埼玉県加須市久下１丁目39番地25
債務者　高橋　良三
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３７２号
埼玉県鴻巣市宮前419―３　ファインステージ205、住民票上の住所埼玉県鴻巣市鴻巣1280番地の４
債務者　生川　敬子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３８２号
埼玉県蓮田市大字蓮田204番地　ハイツ今井201号
債務者　杉山麻衣子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４０１号
さいたま市北区吉野町１丁目44番地９　アルディ105
債務者　平出　勝之
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５０号
奈良県生駒市壱分町223番地１
債務者　亀山　康徳
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１０５号
さいたま市浦和区北浦和２丁目23番６号　ハイツ谷101号室、旧住所東京都調布市深大寺元町３丁目39番地18　ホームズ深大寺102
債務者　阿久津光平
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５８号
埼玉県川口市大字安行北谷582番地の１　エクセレンテ201号
債務者　市川　美喜
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係